


# 監査結果報告書

平成 27 年 5 月 13 日

社会福祉法人 響会  
理事長 福原ミサエ 殿

監事 谷塚秀男 

監事 吉田由美子 

私たち監事は、社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人響会定款第 12 条に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人響会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

## 記

1. 日 時 平成 27 年 5 月 13 日
2. 場 所 特別養護老人ホーム 好日苑 相談室
3. 監査の方法の概要

監事は、理事会、評議員会に出席するほか、理事等からのその業務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び各施設・事業所の業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表及び事業報告書につき検討いたしました。

## 4. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書に金額と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 重要な会計方針に記載の通り、当事業年度に減価償却に関する会計方針を間接法から直接法に変更しておりますが、この変更は相当なものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (5) 理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上